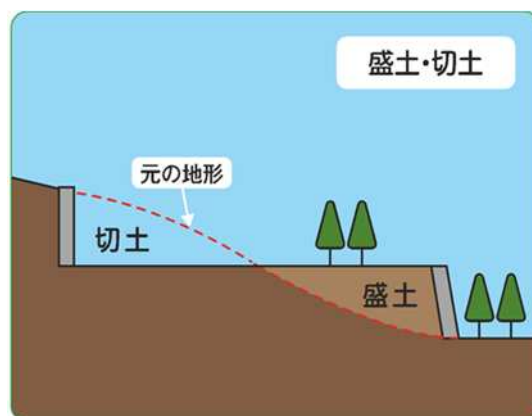


盛土の土砂から、 神戸を守る

もりど きりど 盛土と切土

土地を使いやすくするために土を盛ることを「盛土」、逆に元の地形を削ることを「切土」と言います。道路、河川堤防、公園、宅地など、盛土はみなさんの身近な場所に、幅広く利用されています。



違法な盛土が災害を起こすことも

身近にある盛土ですが、管理の行き届いていない盛土は災害を引き起こす可能性もあります。2021年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い山腹の盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生。多数の家が押しつぶされ、甚大な人的・物的被害が生じました。

このような災害を防ぐため、神戸市では2024年4月1日より、生活を危険な盛土から守るため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始しました。



盛土規制法の運用で安全な街に

① 市全体の盛土を規制

盛土規制法の運用に伴い神戸市では、市の全域を「宅地造成等工事規制区域」と指定しました。これにより神戸市では基準を超える盛土や土の仮置きを行う際、許可申請が必要となります。

② 不正な盛土を見つけやすく

- 市による許可地の公表（ホームページ）
- 工事主が周辺住民への事前周知
- 工事主が工事現場に標識の設置

上記に該当しない、あやしい盛土があれば神戸市建設局防災課までご連絡ください。

③ パトロールを強化します

神戸市では定期的にパトロールを行い、危険な盛土を早期に発見できるよう取り組んでいきます。

問い合わせ 神戸市建設局防災課

電話 | 078-322-6089 または 078-322-6283

FAX | 078-331-3441

詳細・問合せ
フォームは→

